

事務連絡
令和3年7月30日

各児童福祉施設長 様
各児童相談所長 様

埼玉県福祉部こども安全課長
松井 明彦

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について（通知）

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、下記のとおりお知らせします。

なお、今後も引き続き疑義が生じると考えられます。その際は、別添にて照会いただき、その都度周知しますので、御協力をお願いします。

記

1 同意について

- ・16歳以上の児童については、本人による書面の同意のみで接種可能。
- ・12歳以上16歳未満の児童については、本人と保護者が接種の判断ができるよう、市町村から接種券とともに送付される「新型コロナワクチン予防接種についての説明書」（以下「説明書」）により、効果や副反応等について丁寧な情報提供を行い、本人の意思を尊重しつつ、保護者による書面の同意で接種可能。

2 接種券について

- ・接種券については、住民票のある市町村から送られてくるが、児童福祉法第28条による措置ケースや措置先非開示ケースについては、当該措置による対応状況を踏まえ①保護者への送付依頼②住民票や施設等の所在地のある市町村に送付や再発行依頼のいずれかで対応。

3 予診票について

- ・予診票については、健康管理を行っている施設職員等が記入し、自署欄には自署できない場合は施設長が、16歳未満の場合は保護者名を施設長が代筆して署名して差し支えない。

4 接種時について

【基本事項】

- ・各施設が接種のスケジュール管理などで児童相談所と市町村と連携を取り、進めていく必要がある。その際、複数の施設との連携や児童と職員の同時接種のなども視野に入れ、嘱託医と施設が設置されている市町と接種の方法について相談すること。

- ・必ず施設職員が同伴すること。また、本人確認については受診券が考えられるが、国は「各市町村の判断による」としているので事前に確認すること。

【個別事項】

- (1) 住民票が施設所在地となっている場合
 - ・施設において保護者からの同意が得られない場合は、児童相談所に同意書の確保を依頼する。
- (2) 住民票が施設所在地となっていない場合
 - ・各施設から措置元の児童相談所に「同意書（12歳以上16歳未満の場合）・接種券・予診票・説明書等」（以下「同意書等」）の確保について依頼する。
 - ・児童相談所は保護者に同意書等の送付を依頼し、送られてきた書類を施設に送付する。
- (3) 保護者から同意書等の送付がない場合
 - ・保護者に同意を依頼したが接種を拒否された場合は、接種は行えない。
 - ・児童相談所は、各施設から同意書等の確保について依頼があり、電話・手紙・訪問等にて複数回連絡しているが、保護者の同意の有無を確認することができないときは、当該被接種者の保護者に代わって、施設長が同意することができる旨を伝える。
 - ・同時に、接種券について、住民票のある市町村へ再発行を、もしくは、施設の所在する市町に発行を依頼するものとする（住所地外接種の届は省略することができる。）。
- (4) ファミリーホーム・里親の児童について
 - ・児童相談所は、同意書等の取得について確認を取るなど積極的に関与し、主導的立場で接種を支援すること。
- (5) 母子生活支援施設の児童について
 - ・入所者から接種の希望があった場合、施設から措置元の自治体に連絡し、接種券の入手等について調整するなど、支援を行うこと。

担当：養護担当 大熊
電話：048-830-3331